

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、翌年の平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定された。その後、平成17年12月には「第2次男女共同参画基本計画」が、平成22年12月には、より実効性あるアクション・プランとすることをめざした「第3次男女共同参画基本計画」（以下、「第3次基本計画」という。）が策定されている。

奈良県においては、昭和61年に奈良県婦人行動計画」、平成9年に「なら女性プラン21－奈良県女性行動計画（第二期）」が策定され、平成14年に「なら男女共同参画プラン21（なら女性プラン21改訂版）」に改訂された。さらに、社会情勢や国の動向を鑑み、平成18年には「奈良県男女共同参画計画（第2次）（なら男女GENKIプラン）」が策定されている。

生駒市では、平成8年に「生駒市女性行動計画 ひと ひと 女と男 ゆ う あい You&Iプラン」を策定し、女性問題の解決と男女共同参画社会の実現をめざしてさまざまな施策を進めてきたが「基本法」の制定をはじめとする社会経済情勢の変化に対応するため、平成17年6月に「生駒市男女共同参画行動計画 ひと ひと 女と男 ゆ う あい You&Iプラン（第2次）」（以下、「第2次行動計画」という。）を策定した。

また、平成20年2月に「生駒市男女共同参画都市宣言」を行い、同年4月に「第2次行動計画」をより実効性のあるものとするため、「基本法」の理念を踏まえ、市、市民、事業者、教育関係者等の責務などを明らかにした「生駒市男女共同参画推進条例」を制定した。

「生駒市男女共同参画行動計画 ひと ひと 女と男 ゆ う あい You&Iプラン（第3次）」（以下、「第3次行動計画」という。）は、以上のような国、奈良県の動向や、本市の男女共同参画に関する施策の実施状況、平成25年度に実施した市民アンケート調査等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢に対応し、本市の男女共同参画に関する行政の取組を総合的・計画的に推進するために策定する。

2 計画期間

計画期間は、2015年度（平成27年度）から2024年度（平成36年度）までの10年間とする。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

3 「第3次男女共同参画基本計画」の概要

特 徴

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

重点分野

※ 追加修正部分

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参加の拡大

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

第12分野 科学技術・学習分野における男女共同参画

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

第8分野 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

4 計画の構成（案）

生駒市男女共同参画第2次行動計画

目標1 男女が人権を尊重し合えるまちをつくりましょう

方針1 人権意識を高め、男女の人権を守ります

施策1 男女の人権を確立するための意識を高めます

施策2 暴力や虐待を許さない地域づくりを進めます

施策3 暴力や虐待についての相談・支援体制を整えます

方針2 男女共同参画の視点に立った教育を進めます

施策4 学校等において男女共同参画の視点に立った教育を進めます

施策5 家庭や地域社会において男女共同参画の視点に立った教育を進めます



生駒市男女共同参画第3次行動計画

目標1 人権の尊重と男女共同参画社会の意識づくり

方針1 人権意識の高揚、男女共同参画についての理解の推進

施策の方向1 男女の人権を確立するための意識の向上

施策の方向2 男女共同参画推進のための広報・啓発

方針2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の方向3 学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の方向4 家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った学習の促進

方針3 あらゆる暴力の根絶

施策の方向5 暴力や虐待を許さない連携づくり

施策の方向6 暴力や虐待についての相談・防止啓発

※DV防止基本計画として位置付けます

目標2 男女が共にあらゆる分野に参画できるまちをつくりましょう

方針3 女性の参画を進めます

施策6 男女共同参画の視点に立って慣習や慣行、社会制度を見直します

施策7 政策・方針決定過程への女性の参画を進めます

施策8 女性のチャレンジを支援します

方針4 男女が共に働きやすい環境づくりを進めます

施策9 労働における男女共同参画を進めます

施策10 多様な働き方を支援します

施策11 男女労働者の働きやすい環境づくりを進めます

方針5 男女の職業生活と家庭・地域社会の両立を支援します

施策12 子育てや介護を支援します

施策13 男性の家庭生活への参画を進めます

施策14 地域活動における男女共同参画を進めます



目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

方針4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向7 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

方針5 地域における男女共同参画の促進

施策の方向8 地域活動等における男女共同参画の促進

施策の方向9 防災における男女共同参画の推進

施策の方向10 市民参加による推進体制の整備

※ 追加修正部分

目標3 生涯にわたり健康で安心して暮らせる

まちをつくりましょう

方針6 生涯を通じた心と身体の健康づくりを進めます

- 施策15 性と生命を尊重する意識を高めます
- 施策16 生涯を通じた女性の健康づくりを進めます
- 施策17 男性の心身の健康づくりを進めます

方針7 だれもが安心して暮らせる環境を整えます

- 施策18 援護を必要とする人の生活自立を支援します
- 施策19 看護や介護への男女共同参画を進めます
- 施策20 男女共同参画による福祉のまちづくりを進めます

目標4 男女共同参画社会の実現をみんなで

進めましょう

方針8 市民との協働による総合的な推進体制を整えます

- 施策21 庁内における推進体制を強化します
- 施策22 市民参画による推進体制を整えます
- 施策23 男女共同参画プラザ機能を充実します

目標3 多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

方針6 仕事と家庭生活の両立

施策の方向11 仕事と子育て、介護の両立の実現に向けた環境整備

施策の方向12 男性にとっての男女共同参画の推進

方針7 健康で安心して暮らせる環境づくり

施策の方向13 高齢者や障がいのある人等が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向14 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

※ 追加修正部分

5 計画策定の体制

計画は、市の附属機関である生駒市男女共同参画審議会において策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、答申を行う。庁内においては、各部から選考された管理職で構成する生駒市男女共同参画施策推進会議において協議し、生駒市男女共同参画審議会において審議する各事項についての原案を作成する。

また、策定の過程において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、市民、事業所、市職員に対する意識調査やパブリックコメントを実施する。

6 計画の位置づけ

計画は、男女共同参画社会の現実に向けて生駒市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものであり、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「生駒市男女共同参画推進条例」第10条に基づく計画として位置づける。

また、本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の三に定められた市町村基本計画としても位置づけることとする。

参考：各根拠法の抜粋

男女共同参画社会基本法（抜粋）
（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

生駒市男女共同参画推進条例（抜粋）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、生駒市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

7 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「基本理念」は、計画の基本となる考え方を示すものであり、計画を推進するすべての主体が共有するものとなる。

このたび策定する第3次行動計画では、国の第3次基本計画でも掲げられている「実効性のあるアクション・プランとする」方向性などを踏まえ、第2次行動計画の基本理念も考慮の上、次のとおりとする。

■生駒市女性行動計画（第1次）における基本理念

- ①女性問題を人権の問題としてとらえ、女性が女性であることに誇りを持つとともに、すべての人が人として尊ばれる、あらゆる差別のない社会を創る
- ②市民一人ひとりが、ジェンダー（社会的・文化的に規定づけられた性）にとらわれることなく、主体的に学び、選択し、自立して生きる社会を創る
- ③男女が共に、社会の対等な構成員として権利と責任を持ち、能力を発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参加できる社会を創る

■生駒市男女共同参画行動計画（第2次）における基本理念

- ①女と男、その人権の尊重
- ②女と男、あらゆる分野への共同参画
- ③女と男、あらゆる分野での連携・協働

■生駒市男女共同参画行動計画（第3次）における基本理念（案）

- ①人権の尊重
- ②あらゆる分野への共同参画
- ③あらゆる分野での連携・協働

8 計画の基本目標

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、この男女共同参画社会を実現することは「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされている。

生駒市男女共同参画推進条例の前文においても、男女共同参画社会の実現を目指して条例が制定されていることがうたわれているため、第3次行動計画でも、第2次行動計画の趣旨を踏まえ、また、第5次総合計画の後期基本計画の内容も考慮の上、市民にわかりやすい表現となるように次のとおりとする。

■生駒市女性行動計画（第1次）における基本目標

- ①男女平等を進める意識づくりのために
- ②男女が共に豊かな地域社会を築くために
- ③女性がいきいきと働くために
- ④女性が健康で安心して生活するために

■生駒市男女共同参画行動計画（第2次）における基本目標

- ①男女が人権を尊重し合えるまちをつくりましょう
- ②男女が共にあらゆる分野に参画できるまちをつくりましょう
- ③生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちをつくりましょう
- ④男女共同参画社会の実現をみんなで進めましょう

■生駒市男女共同参画行動計画（第3次）における基本目標

- ①人権の尊重と男女共同参画社会の意識づくり
- ②あらゆる分野への男女共同参画の推進
- ③多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

■生駒市（第5次）総合計画後期計画（案）における「4年後のまち」

男女がお互いに相手を思いやり、尊重し、
自分らしい生き方ができるように取り組んでいる

9 計画策定の過程

計画は、以下のような流れにより策定する。

